

令和6年度 修学旅行需要分散化促進支援事業 体験プログラム登録 Q&A一覧

番号	ご質問 (Q)	回答 (A)	参考リンク
1	支援条件として①②③全てを満たしていないと対象と認められないか。	①～③の全ての条件を満たさなければ支援対象とはなりません。③の項目については「いずれか」としておりますので、③に記載されている全ての変更を行う必要はありません。	
2	「首里城公園、沖縄海洋博公園内施設、ひめゆりの塔／ひめゆり平和祈念資料館、沖縄県平和祈念資料館又は国際通り周辺の混雑が著しい特定エリアへの訪問、集合・離散時間帯の変更」とあるが上記施設は行程から削除可能と解釈しても良いか。	行程の追加・変更に伴い、支援申請を目的として元の行程で組まれていた体験プログラム又は訪問先を削除しているものは 対象外 となります。 参考・・・説明資料：5ページ ※印部分	
3	首里城内、海洋博公園内での体験プログラムを新たに組み込む場合は対象となり得るか。	①～③の条件を満たしていれば対象となりますので、新たな体験プログラムの実施場所については問いません。首里城公園および海洋博公園につきましては、訪問が集中する時間帯をなるべく避ける、グループに分けて訪問時間をずらすなど、分散化へのご協力をお願いいたします。	
4	旅行会社、学校への周知はどのように行う予定か。	主要な旅行会社へはすでに「予告」という形で周知を始めております。学校へは、全国修学旅行研究協会、日本修学旅行協会の協力を経てご案内を進めております。	https://education.okinawastory.jp/topics/37608/
5	同一事業者で体験プログラムの複数登録は可能か。 また、可能な場合は様式第1号～3号まではプログラムごとに提出が必要か	同一事業者による複数の体験プログラム登録は可能です。 その場合 ・様式第1号、2号、および4号については各1部を提出 ・様式第3号については登録するプログラムごとの提出をお願いいたします。 なお様式第4号については、今年度に入ってOCVBからの情報更新依頼に対して応答されている場合は省略することができます。	
6	「修学旅行需要分散化促進支援事業 支援対象体験プログラム 登録申込書」について、申請資料の提出方法を教えてください。	体験プログラム登録申込み専用フォームをご用意しましたので、右のリンクからアクセスをお願いいたします。提出書類につきましては、オンラインストレージにアップロード後、ダウンロード用URLを、専用フォームへご入力ください。 ※主なオンラインストレージのリンクも専用フォームでご案内しておりますのでご活用ください。	https://forms.office.com/r/iWdfpNZ4Gn
7	申請期限はいつになりますか？	登録の締め切りにつきましては、一旦 7/15 を目途に設定しております。	
8	既存の体験プログラム・訪問先を削除せずに、行程中の別日に変更し実施する場合には条件として認められるか。	分散化に関する条件（説明資料中の③）を満たしており、かつ、申請前に設定している（既存の）体験プログラム・訪問先の削除をせず、「新たに」体験プログラムを行程へ追加していれば支援対象となります。「既存の体験プログラム・訪問先を別日に変更したのみ」では、支援対象とはなりません。	https://education.okinawastory.jp/topics/38512/
9	プログラムを新たに追加する際、コース別研修の一つとして新たに行程に組み込むことは条件として認められるか。	コース別研修として「新たに追加する（変更前の行程では設定がない）」ということであれば対象となります。修学旅行を実施する学校、またはその学校から委託を受けて旅行手配を行う旅行会社の方が支援申請を行う際、その点が明らかに説明できるような書類を整えて提出頂く必要がございます。	
10	SDGs体験が、金額別に複数種類、複数プランあります。料金毎に登録申請すると、提出する書類がかなり多くなってしまいますが、種目毎にまとめて申請することは出来ませんか。	登録のお申し込みには、様式第1号から第4号までの提出が必要となります。 様式第1、2、4号につきましては、1事業者1部ずつの提出となります。 様式第3号につきましては、プログラム毎の提出となります。 ただし、同一のプログラムで、金額による区別のみ（例：サトウキビ収穫体験プログラム 2,000円プラン、5,000円プランなど）の場合は、1枚にまとめてご提出いただけます。 登録についての説明資料をご用意しておりますので、右のリンクからご確認ください。	https://education.okinawastory.jp/topics/38512/#setsume

番号	ご質問 (Q)	回答 (A)	参考リンク
11	プログラムを新たに追加する際、既存の体験プログラム・訪問先の時間短縮は条件として認められるか。	<p>既存の体験プログラム・訪問先における滞在時間の短縮により、元々発生するはずだった料金（体験費用や入場料など）が減少してしまう場合は対象外となります。</p> <p>申請時の審査において、行程の変更前後でこの料金が減少していないことが確認できる書類の提出を求めることがあります。確認が取れない、不明である場合は対象外とみなします。</p>	
12	<p>需要の分散化と旅行需要確保が支援の目的としてあるが、プログラムを新たに追加する日付と交通手段の変更や訪問時間帯の分散化をする日付は、実施期間中での行程変更であれば必ずしも同じ日付でなくても良いか。</p>	<p>支援事業の趣旨としては、<u>体験プログラムの新規追加 (A)</u> と <u>需要の分散化 (B)</u> に直接的な関連性を持たせることが必要となります。</p> <p>追加となる体験プログラムの実施日と、需要分散化を考慮した行程変更の対象日は必ずしも同日である必要はありませんが、AとBの間に直接的な関連性があると説明できる資料の提出が必要となります。</p>	